

外国企業による中国商標出願の実務分析

～国際登録出願との対比～



中国弁護士

李 蕾*

中国商標代理人

蘇 斌*

李 蕾

要 約

日本の出願者が2017年に中国で出願した商標出願件数は20,387件に達し、中国における2017年の日本出願者の商標出願件数はアメリカに次ぐ2位となった。その内、中国への直接出願件数は16,846件、中国を指定した国際登録出願件数は3,541件であった。このことから、日本の出願者が中国で商標を出願する際、多くの場合、直接出願を選択していることが分かる。

国際登録出願及び直接出願は、実務上それぞれメリット及びデメリットがあることから、本稿では、外国企業が中国で商標出願を行う際の現状及び傾向を考察し、中国を指定した国際登録出願と中国への直接出願について、手続、所要期間、費用などの面から比較した上で、中国における商標出願の実務戦略の要点を考察したい。

目次

はじめに

1, 外国企業の中国への商標出願の現状及び傾向

- 1.1 全体出願件数
- 1.2 出願が多い区分傾向
- 1.3 出願者の所在地域

2, 中国における国際登録出願と直接出願の比較

- 2.1 中国における国際登録の背景
- 2.2 登録までの手続きの流れ
- 2.3 各段階でのポイント解析

3, 実践

- 3.1 出願前の調査
- 3.2 商品又は役務の標準記述
- 3.3 セントラルアタック
- 3.4 国際登録の国内出願への移行

4, 結論

- 4.1 手続、所要期間、費用等における比較
- 4.2 出願戦略の選定

おわりに

はじめに

日本企業が中国で商標保護を行う際、中国を指定する国際登録出願及び中国への直接出願という二通りの出願方法が検討可能であるが、この2つの出願方法は、実務上それぞれメリット及びデメリットがある。本稿において国際登録出願と中国への直接出願を比較分析することで、日本及びその他の外国企業がこれらの出願方法を理解し、自らの需要及び状況に応じて自

社に適した登録出願方法を選定することが期待される。これにより、国際登録出願への理解が足りないために商標戦略の立案に影響を与えたり、瑕疵ある商標保護により経済的損失を受けるといったことを防ぐことができると思われる。

1, 外国企業の中国への商標出願の現状及び傾向

1.1 全体出願件数

2017年の中国における商標登録出願件数は574.8万件（前年同期比55.72%増）にのぼり、16年連続で世界一位を維持している。うち、中国への直接出願件数は553.9万件であり、年間商標登録出願件数の96.36%を占めている。

累計件数では、2017年12月末時点の中国における商標の累計出願件数は2,784.2万件、登録件数は1,730.1万件、有効登録件数1,492万件となり、16年連続で世界一位を維持し、2001年以降はアメリカを超越し、商標出願件数の最多国となっている。また、2017年に中国の商標局（以下、「商標局」と記す。）が受理した中国を指定する国際登録件数は6.7万件であり、前年同期比28.84%増であった。⁽¹⁾

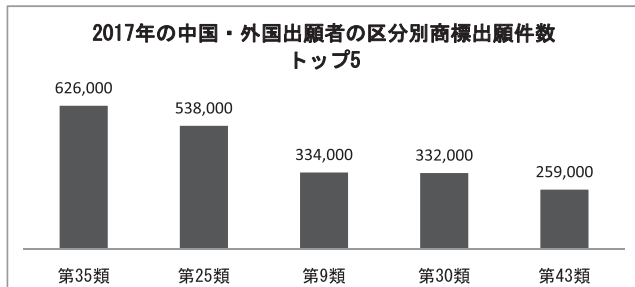
また、2017年の日本出願者の中国における商標出願件数はアメリカに次ぐ2位となり、日本出願者が2017年に中国で出願した20,387件の商標出願のうち、中国

* HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY

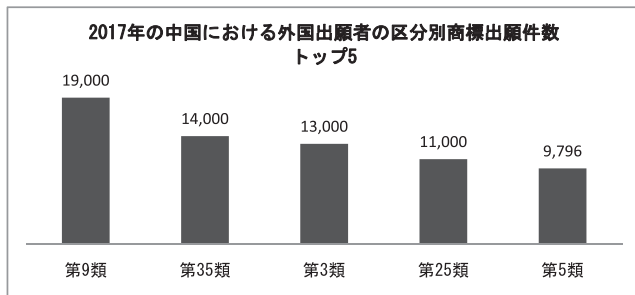
への直接出願は 16,846 件、国際登録出願は 3,541 件であった。日本出願者が中国で商標を出願する際、多くの場合に中国への直接出願を選択していることが分かる。

1. 2 出願が多い区分傾向

2017 年の中国及び外国出願者の区分別商標出願件数トップ 5 は下記図表の結果であった。⁽²⁾



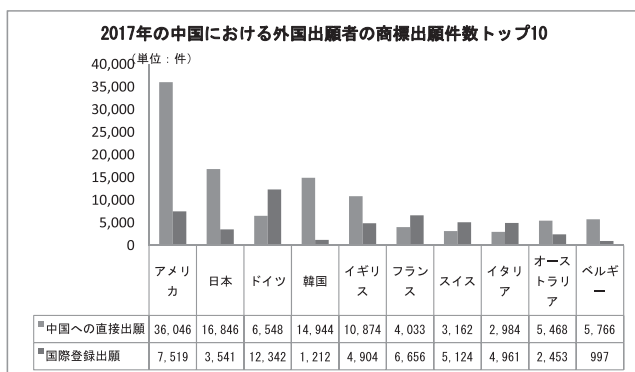
上記のデータによると、ビジネスサービス、アパレル、計器・装置、食品などは中国で商標出願が集中する分野である。また、2017 年の中国における外国出願者のみの区分別商標出願件数（中国を指定する国際登録を含む）トップ 5 は下記図表の結果となった。



上記のデータからみて、計器・装置、ビジネスサービス、化粧品及び洗濯用品、アパレル、医薬品は依然として外国出願者の中国における商標出願が集中する区分である。

1. 3 出願者の所在地域

2017 年の外国出願者の中国における商標出願件数ランキングのトップ 10 は下記の図表の通りである。⁽³⁾



2017 年の上記 10ヶ国の商標出願件数の合計は、中国における全外国出願者の商標出願総件数の 74.75% を占めている。外国出願者による中国を指定する国際登録出願件数は増加する一方であり、外国出願者による中国を指定する国際登録件数は 26,148 件、13 年連続でマドリッド同盟国中一位となり、累計有効登録件数は 25.2 万件に達している。

2. 中国における国際登録出願と直接出願の比較

2. 1 中国における国際登録の背景

近年、中国では商標と経済発展の関係を注視し、積極的な商標保護を推進している。これにより、年々商標出願件数は増加しているが、中国における商標出願件数の急速な増加により審査量が膨大となり、審査員不足の状況が生じているのが現状のようである。出願のオンライン化等により手続の簡略化が実現されたが、審査期間については効率的に審査を進め、審査期間を短縮するよう試みられている。2つの出願方法の審査期間について、現状、中国への直接出願では、およそ9ヶ月程度で登録証を手にすることができるが、国際登録出願の場合は特に補正手続きなどを必要としない場合、登録を手にするために一定の審査期間である18ヶ月を待つ必要がある。そのため中国を指定した国際登録出願の場合、中国への直接出願よりも長い審査期間を要する結果となる。大量の商標出願が存在する中国で登録までの審査期間が長くなる状況は不利と言える。なお、中国商標局は2020年までに審査期間を現在より4ヶ月間短縮する旨を宣言している。

また、中国への直接出願と中国を指定した国際登録出願における審査では、出願方法の違いのために商標局での審査部門が異なり、これにより審査基準の差異が生じているようである。国際登録出願の場合、審査担当部門が異なり、たとえ中国の基準に照らして出願の指定商品が記載されていない場合であっても、国際的な基準に合致させるために指定商品の記述について厳しく指摘されないことも多いようである。中国への直接出願の場合は補正しなければならない指定商品の記載が、国際登録出願を通じて当該商品を指定する場合、認められる可能性は十分にあるという状況が存在するようである。この点については、本稿の「3.2 商品又は役務の標準記述」の項をご参照頂きたい。

加えて、国際登録の場合、登録された国際登録商標は国際事務局 (WIPO) で一括管理され、通常、各国個

別の登録証は発行されない。それ故、中国において国際登録によって商標登録後に権利侵害問題等に対応する場合、中国での「商標登録証明書」を申請する必要が生じる。冒認商標等の商標侵害問題が多数起っている中国の状況を鑑みると、登録後に権利行使を行う必要が生じる可能性は高い。しかし、国際登録による商標登録の場合、登録証が無い為に権利行使の際に直接出願と同等に扱われない可能性が生じ、権利の主張を有効に行えないケースが起り得る。

例えば、申請により発行された「商標登録証明書」の指定商品の記述は多くの場合が英語であり、そのために、裁判官が対応する訴訟では有効と認められても、行政摘発等において行政官が扱う場合は、行政官が英語の指定商品の記述を正確に理解しなかったり、または無知を装って認めないといった地方保護主義に遭遇する可能性が存在するという。国際登録商標制度は欧州を発祥とした制度と言え、中国語による記載は認められていないことから、上記のように地方保護主義などの状況が生じている中国では、国際登録に基づく「商標登録証」では権利主張を有効に行えない可能性が存在するのである。

2. 2 登録までの手続きの流れ

中国を指定した国際登録出願と中国への直接出願の差異について、概念、出願前段階から登録、必要書類や費用等について以下に考察する。

No.	手続	中国を指定する国際登録	中国国内登録
1	概念	2018年6月現在、マドリッド同盟は計101ヶ国が加盟し、117ヶ国をカバーしている。	国内出願とは、各国(広域)官庁へ直接商標を出願することをいい、「各国個別登録」ともいう。
2	出願前の調査	調査手続は必須ではないが、拒絶されるリスクを低減又は予測することで企業は事前に対策を講じることができる。 調査方法：中国商標局のデータベース、又は第三者から購入したソフトウェアを利用して調査する。	調査手続は必須ではないが、拒絶されるリスクを低減又は予測することで企業は事前に対策を講じることができる。 調査方法：中国商標局のデータベース、又は第三者から購入したソフトウェアを利用して調査する。
3	出願	本国官庁を通じて提出しなければならない。本国官庁は商標登録出願を認容した後、WIPOに提出する。	中国商標局へ直接提出する。
4	方式審査	2回の方式審査： a) まず本国官庁は方式審査を行い、出願	中国商標局は方式審査を行う。出願が方式要件を満たしていない場

		が方式要件を満たしていない場合は補正を要求し、補正を認めた後にWIPOに提出する。 b) WIPOは方式審査を行い、関連書類が方式要件を満たしていないと判断した場合、「欠陥通報」を送付する。欠陥が補正された場合、登録を公表する。	合、補正通知を行い、方式要件を満たしている場合、受理通知書を送付する。
5	受理	WIPOは国際登録証を送付する。この登録証は、当該出願が国際登録簿に登録されたものを示すものである。当該商標が国際登録出願に指定された締約国(以下「指定締約国」)で登録されたことを意味するものではなく、実際の効力は受理通知書に相当する。	中国商標局は「商標登録出願受理通知書」を送付する。
6	実体審査	中国を指定する場合、WIPOは国際登録出願を中国商標局に通報する。中国商標局は絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について実体審査を行う。	中国商標局は絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について実体審査を行う。
7	公告	外国企業による中国を指定する国際登録について、中国商標局は個別に公報を発行しない。国際標章に関するWIPO公報が発行される(公報検索ページ： http://www.wipo.int/madrid/monitor/en/index.jsp)。国際登録商標の異議申立期間は、国際標章に関するWIPO公報が発行された翌月1日から3ヶ月である。中国では初審後に初審公告されるのに対して、国際標章に関するWIPO公報は中国商標局による実体審査の前に発行される。	実体審査を通過した後に公告を行う。 初審公告商標の異議申立期間は公告日から3ヶ月である。異議申立期間が満了しても異議が申し立てられなかった場合、登録を認容し、商標登録証を発行するとともに、公告を行う。
8	登録	異議申立又は拒絶されなかった場合、登録が認容されるが、中国商標局は 商標登録証を個別に発行しない 。商標登録の証明文書が必要である場合、中国商標局に登録証明書を発行するよう申請しなければならない(注：当該登録証明書は中国国内の一般の商標登録証ではない)。「商標登録証明書」の設計はシンプ	異議申立又は拒絶されなかった場合、直接登録手続に入り、商標登録証が発行される。

		ルであり、「商標登録証」と同等な法的効力を有するが、実務上認められない可能性がある。	
9	登録までの所要期間（異議申立又は拒絶されなかった場合）	12～18ヶ月が必要となる。本国が議定書のみ加盟しているか否かによって審査期間が決定される。本国は議定書のみ加盟している場合、審査期間は18ヶ月であり、それ以外の場合、審査期間は12ヶ月である。出願者は日本企業である場合、審査期間は18ヶ月である。	14ヶ月程度
10	必要書類	① 本国での商標出願又は登録の基本情報 ② 委任状 ③ 出願人の履歴事項全部証明書	① 出願者の名称及び住所 ② 商標見本 ③ 指定商品又は役務 ④ 委任状 ⑤ 出願人の履歴事項全部証明書
11	公的費用	1. 基本手数料：653CHF（白黒見本）又は903CHF（カラー見本） 2. 付加手数料：一指定締約国ごとに100CHF、個別手数料の受領を宣言している締約国を除く。 3. 個別手数料：中国を指定する国際登録の場合の料金：653CHF（基本手数料）+249CHF（1区分まで）+125CHF（1区分を超えた1区分ごとに）。（注：1区分ごとに10項目を超えても追加手数料を徴収しない）	一区分ごとに300人民元（10項目までの商品又は役務）、10項目を超えた場合、一項目ごとに30人民元を追加徴収する。
12	代理手数料	日本の商標代理機構に支払う。	中国の商標代理機構に支払う。

2. 3 各段階でのポイント解析

a) 実体審査

中国を指定する国際登録出願又は中国への直接出願に関わらず、審査方法は同じであるが、審査期間が異なる。中国を指定する国際登録出願を行う場合、実体審査期間は12～18ヶ月である⁽⁴⁾。審査期間については本国が議定書のみ加盟しているか否かによって異なり、本国が議定書のみ加盟している場合は審査期間は18ヶ月であり、それ以外の場合、審査期間は12ヶ月となる。出願者が日本企業である場合、審査期間は18ヶ月である。

中国へ直接出願する場合、中国商標法第28条の規定により、登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、商標法の関連規定に適合している場合、初審公告される。そのため、中国へ直接出願する場合の審査期間は中国を指定した国際登録より短い期間で終了することが可能となる。

b) 補正

中国を指定した国際登録出願を行う場合、通常、補正通知書は送付されず、商標権移転などの場合のみ、中国商標局から補正通知書が送付される。中国商標法第42条の規定により、登録商標を譲渡する場合、商標登録者は同一商品において登録した類似商標、又は類似商品において登録した同一又は類似商標を併せて譲渡しなければならないと規定されている。

c) 拒絶査定

国際登録出願又は直接出願といった出願方法に関わらず、拒絶理由は絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由に分けられる。また、拒絶の形式として全部拒絶及び部分拒絶といった二種類の形式がある。

異なる点として、商標が拒絶された場合に、中国を指定する国際登録出願と中国への直接出願の拒絶査定不服審判の請求期間が異なる。理論的には、中国商標法第34条の規定により、出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は商標登録出願者に書面により通知しなければならないが、商標登録出願者はこれに不服がある場合、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会へ審判を請求することができる。また、中国商標法実施条例第10条の規定により、商標局又は商標評審委員会は、各種の書類を郵送、手交、電磁的方法又はその他の方法により当事者に送達することができる。電磁的方法により当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理機構に委託する場合、書類を当該代理機構に送達したことにより、当事者に送達したものと見なす。

商標局又は商標評審委員会が当事者に各種の書類を送達する送達日について、郵送した場合には、当事者受取りの消印日を送達日とし、消印が不鮮明もしくはない場合、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものと見なす。ただし、当事者が実際の受取日を証明できる場合を除く。手交した場合には、手交日を送達日とする。電磁的方法により送達した場合には、書類を発送した日から15日の満了を

もって当事者に送達したものと見なす。ただし、書類がその電子システムに入った日を証明できる場合を除く。上記方法により書類を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達したものとすることができ、公告を公布した日から30日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。現在、中国でも電磁的方法による送付を採用し始めたとはいえ、中国を指定する国際登録が拒絶された場合、拒絶査定不服審判の請求期間は15日ではなく、30日とされる。即ち、「消印が不鮮明もしくは消印が無い場合、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものと見なす」という規定（中国商標法実施条例第10条）が適用される。ここでは次の例を挙げて説明する。

Madam,
Sir,

In accordance with Rule 17(4) of the Common Regulations, please find herewith a copy of a notification of provisional refusal of protection concerning the above-mentioned international registration.

Contracting Party whose Office issued the notification	: CN
Date on which the notification was sent to WIPO	: 04/01/2018
Date of receipt by WIPO	: 04/01/2018
Date of notification by WIPO to the holder	: 23/01/2018

International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO)

上記の拒絶査定不服審判の請求期間は2018年2月23日である。中国商標法実施条例第12条第1項の規定により、商標法及び同条例に定める各種の期間が開始する当日は期間内に計上されない。年または月により期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日がない場合、その月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が祝祭日である場合、祝祭日後の最初の営業日を期間満了日とする。例えば、1月末日の場合は1月31日が期間満了日となるが、1月31日が祝祭日に当たる場合は祝祭日後の最初の営業日となる2月1日が期間満了日となる。

3. 実践

3.1 出願前の調査

中国を指定する国際登録出願又は中国への直接出願という出願方法に関わらず、出願前の調査により商標出願のリスクを事前に察知できる可能性が高いため、事前に対策（例えば商標名の変更、引用商標に対する3年不使用取消請求等）を講じることができる。

A. 出願商標が絶対的な拒絶理由（例えば、商標に登

録が禁止される要素が含まれている、識別力が低い等）に該当するか否かを分析する。

B. 同一又は類似する先行商標（即ち、相対的な拒絶理由に該当するか否か）を調査する。ほとんどの出願商標が拒絶されるのは、相対的な拒絶理由によるものと考えられる。

出願前の調査方法は主に以下の3つの方法がある。

1. 商標局の公式サイト（<http://www.ctmo.gov.cn/sbcx/>）を通じて調査する。
2. 商標代理機構を通じて調査する。
3. 第三者ソフトウェアを購入して調査する。

上記のいずれかの方法により調査しても中国のデータベースは出願件数が多いため商標データ未蓄積期間（ブラインド期間）が存在するので注意が必要である。中国ではこのブラインド期間は約2~3ヶ月である。ブラインド期間には2つの種類があり、一つは商標調査時に最新の出願データがデータベースに反映されない期間、もう一つは、出願者が調査報告書を受領してから本件出願が提出されるまでの期間である。そのため、出願者は調査報告書を受領した後、該当の商標出願をするか否かを早期に決定することが必要となる。

中国商標の調査を行う場合、具体的な商品又は役務を提示することが必要である。中国では、商品又は役務は異なる類似群に分けられているため、具体的な商品又は役務を提示すれば、商標代理機構はその商品又は役務に応じて選別・分析することができ、商標出願のリスクを上手く回避し、引用商標に対し事前に有効な対策を講じることで商標登録の可能性を高めることができる。

3.2 商品又は役務の標準記述

中国を指定する国際登録の指定商品又は役務については、中国商標局の審査はそれほど厳しいものではなく、たとえ非規範的な商品又は役務を指定しても認められる可能性は高い。しかし、「小売」、「卸売」又は「ギャンブル」の文字が含まれた項目は拒絶される可能性が高いと思われる。

一方、中国へ直接出願する場合、中国の商品・役務区分表に従って規範的な商品又は役務を選定する必要があり、非規範的な商品又は役務については補正を要求される場合が多く、しかも補正の機会は一回のみで、要求に従って補正しなかった場合、或いは補正内容は規定に適合していない場合、受理されない可能性が高い。

1211 運載工具零部材 (和訳: 乗物用部品)

商品 (中国語)	和訳	商品コード
気泵 (運載工具附件)	手動式空気注入ポンプ (乗物用付属品)	120009
運載工具用懸置減震器	乗物用懸架装置のショックアブソーバ	120010
運載工具用減震弾簧	乗物用緩衝ばね	120011
運載工具用胎用防滑装置	滑り止めタイヤチェーン	120013
運載工具用座席頭靠	乗物の座席用ヘッドレスト	120015
運載工具用行李架	自動車・二輪自動車・自転車用荷物台	120029
運載工具用胎气门嘴	航空機・自動車・二輪自動車・自転車用 タイヤ空気弁	120032
運載工具用扭力杆	乗物用トーションバー	120034
運載工具用輪子	航空機・鉄道車輛・自動車・二輪自動車・ 自転車用車輪	120053

(中国「2018年類似商品・役務区分表」より抜粋)

以上は中国「2018年類似商品・役務区分表」の1211類似群「乗物用部品」の一部の商品のリストアップである。「乗物用部品」は1211類似群における全ての商品の総称であり、例えば、中国への直接出願で「乗物用部品」を指定する場合は補正を要求される可能性が高い。しかし、国際登録出願を通じて当該商品を指定する場合、認められる可能性は十分にあると思われる。

なお、出願者は中国を指定する国際登録出願を行う場合、本国での基礎出願又は基礎登録に基づく必要があり、商品又は役務の記述は基礎出願又は基礎登録の範囲を超えてはならず、商品を任意に追加してはならないが、中国へ直接出願する場合、その制限を受けない。

3. 3 セントラルアタック

「標章の国際登録に関するマドリッド協定」の規定により、国際登録は、当該国際登録日から5年の期間が満了した時点で、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録から独立した標章登録を構成するものとする。

国際登録による標章の保護については、当該国際登録が移転の対象となったかどうかを問わず、その国際登録日から5年の期間が満了する前に、基礎出願及び基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられたり、消滅、放棄、又は決定的な拒絶、抹消などにより取消し若しくは無効とされた場合には、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国においても当該国際登録において指定された商品及び役務の全部又は一部について主張することができないことをセントラルアタックという。

3. 4 国際登録の国内出願への移行

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」第9条の5及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則」第22条の規定により、国際登録の国内出願への移行とは、国際登録が、その国際登録の日から5年の期間が

満了する前に、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられ、消滅、放棄又は拒絶、抹消、取消若しくは無効となったために、当該国際登録において指定された商品及び役務の全部又は一部について本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは（即ち、セントラルアタック後）、当該標章登録出願は、次の(a)から(c)までの条件を満たすことを条件として、国際登録の日又は領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が出願の優先権を有していた場合には、当該名義人は、同一の優先権を保持するものとする。

- a) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から3ヶ月以内に行われること。
- b) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。
- c) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

国際登録の国内出願への移行の手続は以下の通りである。

- a) 名義人は代理組織を通じて商標局に申請しなければならない。
- b) 名義人は国内登録出願の中国語様式を使用し、商品・役務区分表に従って具体的な商品及び役務を申請しなければならない。
- c) 名義人が申請を提出する際に、中国商標局は国際登録日、優先権日、国際登録取消日及び商品・役務の範囲を審査するものとし、問題点を発見した場合、補正について代理組織に連絡し、規定期間以内に補正が行われなかった場合、申請を却下する。
- d) 審査の上、間違いが発見されなかった場合、中国商標局は申請書に査定表を添付し、国際登録が国内出願に移行された後に確定した出願日又は優先権日を追記し、名義人に提出する。
- e) 名義人は申請書及び査定表を通達商標サービスセンター受理課に提出する。当該受理課は出願日及び出願番号を作成する。その後、当該出願は通常の国内審査手続に入る。

- f) 国際登録を国内出願に移行する場合、一商標一区分で出願し、1件の出願につき300元の公的費用を支払うものとする。

4. 結論

4.1 手続、所要期間、費用等における比較

国際登録出願は出願者が本国官庁に出願書類を提出する必要があるのみで手続きが便利であり、費用が安く抑えられる。一方、審査期間については、国際登録出願は審査期間が一定であるため、直接出願の場合より審査期間が長いケースが多い。また国内出願・登録に基づくことが要求されるため、国内での出願を先に行う必要がある。加えて、基礎登録が取り消されるセントラルアタックの可能性があるため、登録の効力は不安定と言える。

また、国際登録商標の登録が許可された後、中国商標局は商標登録証を発行しない。商標が登録された後、実際に商標を使用する時点で、必要であれば申請により指定締約国官庁から登録証明書を受領できるが、直接出願における登録証と同等の扱いとは言えない。

国際登録の場合は登録後の管理が簡単で、統一した国際登録番号により各国での商標状態を検索し、変更、移転、更新等の手続を行うことができる。各国への直接出願の場合は、各国の代理人に連絡して商標の進捗を把握する必要がある、管理は複雑なものとなる。

4.2 出願戦略の選定

中国を指定する国際登録又は中国への直接出願を考慮する際に、出願人は費用や登録の所要期間等の単一の要素のみで判断するのではなく、自己の商標状況を詳しく分析し、中国を指定する国際登録と中国への直接出願のメリット及びデメリットを全面的に比較した上で、自らの需要に応じて合理的な出願戦略を作成する必要がある。中国を指定した国際登録の場合、商標登録証明書のみが発行され、商標登録証が存在しないために、登録後の権利行使において不便を生じる可能性がある点など、登録後の権利行使も考慮して出願方法を選定する必要がある。日本企業を例として、以下のような提案が推奨される。

A. 国際登録が推奨される場合

- a) 日本における基礎出願又は基礎登録が存在する（登録商標があるのは望ましい）。

- b) 出願国が多く、いずれもマドリッド協定の加盟国である。

- c) 出願目的は実際の商業的使用ではなく、幅広い範囲での保護を受けるためである。

B. 中国への直接出願が推奨される場合

- a) 中国では実際の商業的使用がある（例えば、デパート、電子商取引プラットフォームへの出店等）

- b) 出願から登録までの期間を短くしたい場合。

- c) 中国での権利行使の可能性がある場合。

おわりに

本稿は、国際登録出願及び各国への個別出願を分析することで、出願者又は商標代理機構の多国での商標登録戦略の立案時、特に外国出願者が中国で商標を出願する際にどのような出願方法を選定すべきかを提案するものである。国際登録出願と中国への直接出願は2つの異なる商標出願方法であり、費用、所要期間、手続き、権利の安定性及び流れ等の面でそれぞれメリット及びデメリットがある。外国企業は中国を指定する国際登録または中国への直接出願を行う前に、本国での商標登録状況、出願の対象となっている商標の保護範囲、出願国、商標の使用状況、費用予算等を総合的に考慮し、セントラルアタックのリスク、絶対的拒絶理由に該当する可能性、引用商標の有無等を含め、登録リスクを評価し、最大限に回避すると同時に出願者の実際の状況に対応した登録戦略を策定することが必要である。

中国では膨大な件数の商標出願・登録が存在するため、商標出願前に出願後に生じ得る問題について考察し、戦略策定を行うことは極めて重要と言える。外国企業による中国商標出願前の戦略策定において、本論文が参考となれば幸いである。また、日本の知的財産業界の情報の深化、発展において、外国情報の一つとして本稿が寄与することを願っている。

2018年8月

(注)

- 1) 中国商標局。中国商标品牌战略年度发展报告(2017) <http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201805/W020180513829986812509.pdf> 5頁。
- 2) 中国商标品牌战略年度发展报告(2017) <http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201805/W020180513829986812509>。

pdf 6-7 頁。

3) 中国商標品牌战略年度发展报告(2017) <http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201805/W020180513829986812509.pdf> 142-146 頁。

4) WIPO, GUIDE TO THE INTERNATIONAL

REGISTRATION OF MARKS, PART B, CHAPTER II: THE INTERNATIONAL PROCEDURE, Article 5 (2) (a) (b), <http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/guide/pdf/partb2.pdf>

(原稿受領 2018. 8. 7)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 服部 博信

- 応募資格** 知的財産の実務，研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則，先着順とさせていただきます。また，編集の都合上，原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし，分割掲載や連続掲載はお断りしていますので，ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分，図表を含む）パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 掲載基準** http://www.jpaa.or.jp/activity/monthly_patentinclusion_criteria/
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果，不掲載とさせていただくこともありますので，予めご承知ください。